

令和4年12月清須市議会定例会会議録

令和4年11月28日、令和4年12月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫		
副市	長	葛谷賢二		
教	育	長	天埜幸治	
企	画	部	長	河口直彦
総	務	部	長	岩田喜一

危機管理部長	丹羽久登
市民環境部長	石田隆
健康福祉部長兼 企画部新型コロナウイルス ワクチン接種対策監	加藤久喜
監査委員事務局長	三輪晃司
建設部長	長谷川久高
会計管理者	吉田敬
教育部長	加藤秀樹
企画部次長兼人事秘書課長	石黒直人
総務部次長兼総務課長	楢本雄介
総務部次長兼財産管理課長	飯田英晴
市民環境部次長兼生活環境課長	松村和浩
健康福祉部次長兼高齢福祉課長	古川伊都子
建設部参事	猿渡一樹
企画政策課長	林智雄
企業誘致課長	沢田茂
財政課長	服部浩之
税務課長	渡辺由利子
収納課長	辻清岳
危機管理課長	舟橋監司
市民課長	北神聖久
産業課長	梶浦庄治
西枇杷島市民サービスセンター所長	下村辰之
清洲市民サービスセンター所長	石田讓
春日市民サービスセンター所長	日比野鋭治
社会福祉課長	鈴木許行
子育て支援課長	藏城浩司
健康推進課長兼 新型コロナウイルス ワクチン接種対策室長	寺社下葉子
土木課長	村瀬巧

都 市 計 画 課 長	鈴 木 雅 貴
上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之
生 涯 学 習 課 長	浅 野 英 樹
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	栗 本 和 宜
議会事務局次長兼議事調査課長	後 藤 邦 夫
議 事 調 査 課 係 長	鈴 木 栄 治

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 議案第 5 1 号 清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案
- 日程第 6 議案第 5 2 号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議案第 5 3 号 清須市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第 5 4 号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 5 5 号 清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 5 6 号 清須市立学校施設開放条例の一部を改正する条例案

- 日程第 1 1 議案第 5 7 号 令和 4 年度清須市一般会計補正予算（第 8 号）案
- 日程第 1 2 議案第 5 8 号 令和 4 年度清須市一般会計補正予算（第 9 号）案
- 日程第 1 3 議案第 5 9 号 令和 4 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 1 4 議案第 6 0 号 令和 4 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 1 5 議案第 6 1 号 令和 4 年度清須市水道事業会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 1 6 議案第 6 2 号 令和 4 年度清須市下水道事業会計補正予算（第 3 号）案

（ 傍聴者 2 名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (野々部 享君)

おはようございます。

定刻になりましたので、令和4年12月清須市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は21名でございます。

これより本日の会議を開きます。

本日、三輪市民環境部次長兼保険年金課長より欠席の届出が提出されています。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、16番高橋哲生議員並びに17番伊藤嘉起議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの19日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (野々部 享君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの19日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

議会閉会中の動向について報告いたします。

お手元に配付してあります議員活動状況報告書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年8月分から9月分までの現金出納の検査の結果について、また、同法第199条第9項の規定により、定期監査の結果報告書が議長宛てに提出されております。

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

これより議案の審議に入りますが、日程第4、諮問第4号から日程第16、議案第62号までを一括議題とし、市長から提案理由の説明を受けた後、担当部長から内容の説明を受けますが、所管が連続している場合は一括して内容の説明を受けます。

日程第4、諮問第4号については人事案件でございますので、委員会付託を省略し、本日、採決したいと思います。

採決の方法は、諮問案件ですので、起立ではなく簡易表決とし、採決に先立ち質疑を行うこととなります。

また、日程第11、議案第57号につきましては委員会付託を省略し、本日、質疑、討論を受け、採決を行うことが議会運営委員会において決定しております。

なお、日程第5、議案第51号から日程第10、議案第56号まで、及び日程第12、議案第58号から日程第16、議案第62号までの11案件につきましては、本日は提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、質疑のある方は11月30日正午までに発言通告書を提出していただき、12月6日の本会議において質疑を行った後、各常任委員会に審査を付託したいと思います。

以上のような進め方でございますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(野々部 享君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げた方法で行うことに決定いたします。

それでは、日程第4、諮問第4号から日程第16、議案第62号までを一括議題といたします。

市長より一括して提案理由の説明を求めます。

永田市長。

< 市長(永田 純夫君)登壇 >

市長(永田 純夫君)

おはようございます。

本日は、令和4年12月清須市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙中にもかかわらず御出席を賜りありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件は、御配付いたしました市長提出議案等のとおり、諮問1件、条例の一部改正案6件、令和4年度清須市一般会計等の補正予算案6件でございます。諮問1件

及び議案第57号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第8号）案につきましては、本日御審議と御議決を賜りたいと存じます。よろしくお願いをいたします。

それでは、各案件につきまして、順次、提案理由を説明申し上げます。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、新たに石田修一氏を人権擁護委員として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。石田修一氏の経歴は御配付いたしました諮問案の裏面に記載をいたしました。

議案第51号 清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、国家公務員に準じて職員の定年年齢を引き上げ、並びに管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の規定を整備するため、条例の一部を改正し及び廃止することについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第52号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院の国会及び内閣に対する令和4年8月8日付の給与改定に関する勧告に鑑み、市議会議員に対して支給する期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第53号 清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院の国会及び内閣に対する令和4年8月8日付の給与改定に関する勧告に鑑み、特別職の職員で常勤のものに対して支給する期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第54号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院の国会及び内閣に対する令和4年8月8日付の給与改定に関する勧告に鑑み、職員に対して支給する給料月額等を引き上げるため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第55号 清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等に要する経費に係る公費負担の限度額を引き

上げるため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第56号 清須市立学校施設開放条例の一部を改正する条例案につきましては、体育館及び柔剣道場の冷暖房設備を利用する場合の使用料の加算額を定めるとともに開放時間を拡大するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第57号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第8号）案につきましては、令和5年に予定されているNHK大河ドラマ「どうする家康」の放送に合わせて市への観光誘客を促進するため、観光情報の発信、パネル展示、トークショー及び講演会を実施するための経費を追加するほか、食料品等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯への支援として、愛知県が独自に行う0歳から15歳までの児童を養育する世帯等に対する児童1人当たり1万円の給付金給付事業に要する経費に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。補正額は1億2千274万1千円を追加し、予算の総額は311億5千555万7千円となります。

議案第58号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第9号）案につきましては、令和5年7月から子ども医療費の支給対象を高校生等の通院医療まで拡充するためのシステム改修に要する経費を追加するほか、人事院給与勧告に基づく給与改定及び人事異動などに伴う人件費等に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。補正額は3千452万円を減額し、予算の総額は311億2千103万7千円となります。

議案第59号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案につきましては、医療費の増加などにより不足が見込まれる保険給付費を増額するほか、人事院給与勧告に基づく給与改定及び人事異動などに伴う人件費に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。補正額は9千317万円を追加し、予算の総額は60億9千366万1千円となります。

議案第60号 令和4年度清須市介護保険特別会計補正予算（第3号）案につきましては、人事院給与勧告に基づく給与改定及び人事異動などに伴う人件費等に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正額は440万5千円を減額し、予算の総額は54億3千853万1千円となります。

議案第61号 令和4年度清須市水道事業会計補正予算（第3号）案につきましては、人事院給与勧告に基づく給与改定及び人事異動などに伴う人件費に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。補正額は9万3千円を減額し、予算の総額は3億8千845万8千円となります。

議案第62号 令和4年度清須市下水道事業会計補正予算（第3号）案につきましては、人事院給与勧告に基づく給与改定及び人事異動などに伴う人件費に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。補正額は484万1千円を減額し、予算の総額は41億7千433万7千円となります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては担当者から説明させますので、十分に御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（野々部 享君）

日程第4、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

質疑はございませんので、質疑を終了し、採決を行います。

日程第4、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてお諮りいたします。

人権擁護委員に、石田修一氏を適任とすることに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

御異議はございませんので、石田修一氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第5、議案第51号 清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案及び日程第6、議案第52号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案、日程第7、議案第53号 清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案並びに日程第8、議案第54号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の4案件について、企画部長より内容の説明を求めます。

河口企画部長。

< 企画部長（河口 直彦君）登壇 >

企画部長（河口 直彦君）

企画部長の河口でございます。

私のほうからは、議案第51号から議案第54号までを続けて御説明いたします。

市長提出案件の3ページをお願いします。

議案第51号

清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、国家公務員に準じて職員の定年年齢を引上げ、並びに管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の規定を整備する必要があるからです。

1枚ページをはねていただきまして、4ページをお願いします。

黄緑色の表紙の参考資料①市長提出議案等説明資料の2ページも併せて御覧いただくと幸いです。

清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案

清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、一部改正をするものであります。

第1条は、清須市職員の定年等に関する条例の一部改正であります。

主な内容を説明いたします。

この条例改正は、職員の定年年齢を60歳から段階的に引き上げ65歳にするとともに、管理監督職の勤務上限年齢を60歳と定め、管理監督職の職員の60歳に達したものを管理監督職以外に異動させるものであります。

また、この定年年齢の引上げに伴い、60歳以降に退職をした職員を本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職員として65歳まで再任用することができる制度を新たに導入するものです。

9ページをお願いします。

第2条 清須市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正から14ページをお願いいたします。

第9条を清須市職員の降給に関する条例の一部改正までは、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するものであります。

右側15ページの第10条につきましては、地方公務員法の一部改正等に伴い、清須市職員の再任用に関する条例を廃止するものであります。

附則につきましては、令和5年4月1日から施行し、附則第11項の規定につきましては、公布の日から施行するものです。

その他、勤務延長に伴う経過措置等を規定しております。

議案第51号の説明は以上となります。

続きまして、議案第52号について御説明いたします。

23ページをお願いします。

議案第52号

清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和4年11月28日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和4年8月8日付の給与改定に関する勧告に鑑み、市議会議員に対して支給する期末手当の支給割合を引き上げるため必要があるからです。

1ページはねていただき、24ページをお願いします。

黄緑色の表紙の参考資料につきましては、3ページとなります。

清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を説明いたします。

第1条は、令和4年12月期の期末手当の支給割合を0.05月引上げ、100分の162.5を100分の167.5に改め、第2条では、令和5年度以降の6月期及び12月期の期末手当に係る支給割合を調整するため、第1条で改めました100分の167.5を100分の

165に再度改めるものです。

附則につきましては、第1条は公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用となります。

第2条につきましては、令和5年4月1日から施行するものであります。

議案第52号の説明は以上となります。

続きまして、議案第53号について御説明いたします。

25ページをお願いします。

議案第53号

清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和4年8月8日付の給与改定に関する勧告に鑑み、特別職の職員で常勤のものに対して支給する期末手当の支給割合を引き上げるため必要があるからです。

1ページはねていただき、26ページをお願いします。

黄緑色の参考資料につきましては、4ページとなります。

清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を説明します。

先ほど御説明させていただきました議案第52号と全く同様の改正内容となっております。

第1条は、令和4年12月期の期末手当の支給割合を0.05月引き上げ、100分の162.5を100分の167.5に改め、第2条で、令和5年度以降の6月期及び12月期の期末手当に係る支給割合を調整するため、第1条で改めた100分の167.5を100分の165に再度改めるものです。

附則につきましては、第1条は公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用となります。

第2条は、令和5年4月1日から施行するものであります。

議案第53号の説明は以上となります。

続きまして、議案第54号について御説明をいたします。

27ページをお願いします。

議案第54号

清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和4年8月8日付の給与改定に関する勧告に鑑み、職員に対して支給する給与月額等を引き上げるため必要があるからです。

1ページはねていただきまして、28ページをお願いします。

黄緑色の表紙の参考資料につきましては、5ページとなります。

清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を説明いたします。

第1条は、令和4年12月期の勤勉手当の支給割合を一般職の常勤職員につきましては0.1月引き上げ、100分の95を100分の105に改め、再任用職員につきましては0.05月引き上げ、100分の45を100分の50に改めるとともに、28ページの中段から37ページまでの行政職給料表を改定するものであります。

37ページをお願いします。

第2条では、令和5年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当に係る支給割合を調整するため、第1条で改めました一般職の100分の105を100分の100に、再任用職員につきましては100分の50を100分の47.5に再度改めるものであります。

附則につきましては、第1条は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用になり、第2条は、令和5年4月1日から施行するものであります。

議案第54号の説明は以上となります。

以上で、議案第51号から議案第54号までの説明を終わります。

議 長（野々部 享君）

日程第9、議案第55号 清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第55号について御説明します。

それでは、令和4年12月清須市議会定例会市長提出議案等の39ページを御覧ください。

議案第55号

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等に要する経費に係る公費負担の限度額を引き上げるため必要があるからです。

1枚はねていただきまして、左側の40ページを御覧ください。黄緑色の表紙の参考資料①市長提出議案と説明資料の6ページも併せて御覧いただくと幸いです。

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の改正は、選挙運動用自動車一般運送契約以外の自動車の使用に要する経費の改正です。1日当たりの自動車の借入れは300円引き上げられ、1万6千100円になります。1日当たりの燃料費は140円引き上げられ、7千700円になります。

第5条の改正は、選挙運動用ビラの作成に要する経費の改正です。1枚当たり22銭引き上げられ、7円73銭になります。

第6条の改正は、選挙運動用ポスターの作成に要する経費の改正です。印刷費の単価が16円25銭、企画費の単価が5千750円それぞれ引き上げられますので、1枚当たり70円上げられ、3千497円になります。

附則です。

第1項は施行期日です。この条例は、公布の日から施行する。

第2項経過措置の規定となります。

議案第55号の説明は以上です。

議長（野々部 享君）

日程第10、議案第56号 清須市立学校施設開放条例の一部を改正する条例案について、教育部長より内容の説明を求めます。

加藤教育部長。

< 教育部長（加藤 秀樹君）登壇 >

教育部長（加藤 秀樹君）

教育部長、加藤でございます。

提出議案等の41ページをお願いします。

議案第56号

清須市立学校施設開放条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、体育館及び柔剣道場の冷暖房設備を利用する場合の使用料の加算額を定めるとともに、開放時間を拡大するため必要があるからです。

1枚おめくりいただきまして、42ページをお願いします。併せて、黄緑色の提出議案等説明資料の7ページも御覧いただけると幸いです。

主な改正内容を説明いたします。

第2条の改正は、別表第1を整理し、体育館及び柔剣道場の日曜・祝日の開放時間を午後7時から午後9時まで拡大するものです。

第7条の改正は、別表第2を別表第2と別表第3に区分し、別表第2は、施設区分ごとの使用

料の額を明記し、別表第3は、冷暖房設備及び照明設備の使用料を規定しました。冷暖房費は1時間あたり予想光熱費を参考に、1時間500円と設定しました。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（野々部 享君）

日程第11、議案第57号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第8号）案及び日程第12、議案第58号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第9号）案の2案件について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第57号及び議案第58号を続けて御説明します。

それでは、別冊の令和4年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

まず、議案第57号について御説明します。

議案第57号

令和4年度清須市一般会計補正予算（第8号）

令和4年度清須市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2千274万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ311億5千555万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月28日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

16 款県支出金、補正額 1 億 1 千 7 4 6 万 4 千円の増額、2 項県補助金です。

19 款繰入金、補正額 5 2 7 万 7 千円の増額、2 項基金繰入金です。

右側の 3 ページを御覧ください。

歳出です。

3 款民生費、補正額 1 億 1 千 4 4 6 万 4 千円の増額、2 項児童福祉費です。

7 款商工費、補正額 8 2 7 万 7 千円の増額、1 項商工費です。

それでは、歳入と歳出事業の詳細を説明します。

1 枚はねていただきますと、右側の色紙から補正予算（第 8 号）に関する説明書になります。

あと 3 枚はねていただきまして、8 ページ、9 ページを御覧ください。

まず、歳入です。

16 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金、補正額 1 億 1 千 4 4 6 万 4 千円の増額、2 節児童福祉費補助金です。

説明欄を御覧いただきまして、愛知県子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金の新規計上です。この後、歳出で説明をする愛知県子育て世帯臨時特別給付金費に充当する特定財源 10 分の 10 です。

5 目商工費県補助金、補正額 3 0 0 万円の増額、1 節商工費補助金です。

説明欄を御覧いただきまして、観光施設費等補助金の新規計上です。この後、歳出で説明をする大河ドラマ「どうする家康」推進費に充当する特定財源です。

19 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目基金繰入金、補正額 5 2 7 万 7 千円の増額、1 節基金繰入金です。

説明欄を御覧いただきまして、財政調整基金繰入金の増額です。本補正予算（第 8 号）案で不足する財源について財政調整基金から繰り入れるものです。この第 8 号補正後の財政調整基金現在高は 2 2 億 1 千 2 1 5 万 3 千円となります。

1 枚はねていただきまして、10 ページ、11 ページを御覧ください。

歳出です。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、補正額 1 億 1 千 4 4 6 万 4 千円の増額、3 節職員手当等から 1 8 節負担金、補助及び交付金までです。

説明欄を御覧いただきまして、愛知県子育て世帯臨時特別給付金費の新規計上です。食料品等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯に対する愛知県独自の支援事業として、0 歳から 1 5 歳ま

での児童を養育する世帯等への給付金、児童1人あたり1万円を給付するものです。給付対象者は、基準日令和4年8月31日に清須市に住民登録のある令和4年9月分児童手当受給者です。ただし、特例給付受給者は除きます。対象世帯数の見込みは約6千700世帯で、支給対象となる児童の見込みは約1万350人です。

一般の給付対象者は、令和5年1月上旬にプッシュ型で給付案内を発送し、1月下旬に給付金を振込みます。清須市の住民登録のある公務員の給付対象者は申請が必要となります。1月上旬に申請書類等を発送し、1月末までに申請を受け付けます。2月中旬に給付金の振込が完了する予定です。

本事業は、愛知県が示すスケジュールに合わせる必要があるため、即決をお願いするものです。

7款商工費、1項商工費、3目観光費、補正額827万7千円の増額、8節旅費から13節使用料及び賃借料までです。

説明欄を御覧いただきまして、大河ドラマ「どうする家康」推進費の新規計上です。大河ドラマ「どうする家康」の令和5年放送に当たり、家康の人間形成に大きく影響を与えた織田信長と清須同盟の地、清須が登場する時期に合わせ、市民への歴史の地、再認識を図り、話題性や観光集客による地域活性化を図るものです。

実施を予定している事業は三つです。

まず、1つ目の事業は、番組相互協力、清須市オリジナル冊子の制作です。NHKサービスセンターとの相互協力により、大河ドラマの内容の紹介と舞台地となる清須の魅力を伝える冊子を2万部作成し、清洲城をはじめ観光をPRする場所において無料配布をします。

2つ目の事業は、「どうする家康」パネル展示です。清洲城芸能文化館において、大河ドラマの内容紹介や出演者の等身大パネルを展示し、観光誘客ツールとして大河ドラマの地、清須をアピールします。期間は10日間から2週間程度、このあと3つ目の事業で説明をしますトークショー及び歴史講演会を開催する令和5年1月28日の前後を予定しています。

3つ目の事業は、1月28日に春日公民館で開催するトークショー及び歴史講演会です。大河ドラマの地、清須を市民に再認識いただき、市外への観光情報の発信の機会とするため、ドラマ出演者や制作者を招聘するトークショーや徳川家康と本市ゆかりの清須同盟や清洲越しを再検証する歴史講演会を市民に楽しんでいただきます。観覧者数は、市民400席、一般公募150席を予定しています。12月上旬から下旬に官製はがきによる観覧募集を行い、1月上旬に観覧者当選者へ通知をする予定です。本事業はNHKとの相互協力が必要なため、即決をお願いするも

のです。

ただいま御説明したとおり、本補正予算（第8号）案につきましては、本日御審議いただき、可決いただけましたら、速やかにそれぞれの事業について事務を進める予定です。

議案第57号の説明は以上です。

続いて、議案第58号について御説明します。

数枚はねていただきまして、17ページを御覧ください。

議案第58号

令和4年度清須市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度清須市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3千452万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ311億2千103万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、繰越明許費の補正です。繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年11月28日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、18ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

15款国庫支出金、補正額525万円の増額、2項国庫補助金です。市民課窓口の人材派遣職員3人を追加配置するための育休等人材派遣費に充当する特定財源、マイナポイント事業費補助金10分の10の増額です。

18款寄附金、補正額51万2千円の増額、1項寄附金です。社会福祉事業と保健衛生事業に対する指定寄附です。

19款繰入金、補正額4千28万2千円の減額、2項基金繰入金です。本補正予算（第9号）案の譲与財源について、これまでに予定した財政調整基金の繰入れの一部を取りやめます。この第9号補正後の財政調整基金現在高は22億5千243万5千円となります。

右側の19ページを御覧ください。

歳出です。

1 款議会費、補正額 2 5 9 万 4 千円の減額、1 項議会費です。

令和 4 年の人事院給与勧告に鑑みたボーナスの支給割合の引上げと議員改選による在職期間に伴う議員報酬等の減額並びに職員人事異動に伴う職員人件費の減額です。

2 款総務費、補正額 8 千 6 8 9 万 9 千円の増額、1 項総務管理費から 6 項監査委員費までです。

主なものは、1 項総務管理費では、歳入で説明をした市民課窓口の人材派遣職員 3 人を追加配置するための人事管理費 5 2 5 万円の増額、今後の財政需要を考慮し、子ども育み施設基金に積立てを行う基金管理費 1 億円の増額です。

また、人事院給与勧告や人事異動、会計年度任用職員報酬等の影響額などに伴う職員人件費の補正も行っています。この後の 3 款以降、各款においてもそれぞれ同様の職員人件費の補正を行っています。

3 款民生費、補正額 8 千 8 2 2 万円の減額、1 項社会福祉費から 3 項生活保護費までです。

主なものは、1 項社会福祉費では、令和 5 年 7 月から通院による子ども医療費の対象者を高校生等に拡大するため、福祉医療システムの改修等をするための福祉医療費 3 4 8 万 1 千円の増額、歳入で説明をした社会福祉事業への指定寄附金を財源として、衛生備品等を購入するための各社会福祉施設の管理費 1 5 万 6 千円の増額です。

4 款衛生費、補正額 1 千 3 6 万 4 千円の減額、1 項保健衛生費です。

主なものは、歳入で説明をした保健衛生事業への寄附金を財源として、衛生備品等を購入するための保健センター管理費 3 5 万 6 千円の増額です。

6 款農林水産業費、補正額 1 6 3 万 1 千円の増額、1 項農業費です。

7 款商工費、補正額 4 6 2 万 2 千円の増額、1 項商工費です。

8 款土木費、補正額 1 0 4 万 2 千円の増額、1 項土木管理費と 4 項都市計画費です。

9 款消防費、補正額 1 8 3 万 5 千円の減額、1 項消防費です。

1 0 款教育費、補正額 2 千 5 7 0 万 1 千円の減額、1 項教育総務費から 6 項保健体育費までです。

1 枚はねていただきまして、2 0 ページを御覧ください。

第 2 表 繰越明許費補正です。

3 款民生費、1 項社会福祉費、医療費支給事務事業 2 8 3 万 8 千円の追加です。

子ども医療の対象者拡大のためのシステム改修費について、翌年度にわたって業務を履行する必要があるため、事業費の一部について繰越明許費を設定するものです。

議案第58号の説明は以上です。

以上で、議案第57号及び議案第58号の説明を終わります。

議長（野々部 享君）

日程第13、議案第59号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長（石田 隆君）登壇 >

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田でございます。

議案第59号について御説明いたします。

別冊の令和4年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の47ページをお開きください。

議案第59号

令和4年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度清須市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9千317万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億9千366万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月28日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、右側48ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正

初めに、歳入について御説明いたします。

4款県支出金、補正額9千600万円の増額、1項県交付金です。

内容につきましては、一般被保険者高額療養費及び傷病手当金に充当します県の特定財源で、交付率10分の10でございます。

6款繰入金、補正額283万円の減額、1項他会計繰入金です。

内容につきましては、この後、歳出で御説明させていただきます職員人件費の減額に伴う一般

会計繰入金の減額でございます。

右側49ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

1 款総務費、補正額283万円の減額、1 項総務管理費です。

内容につきましては、職員人件費の減額で、一般職給与等は、人事院給与勧告に基づく給与改定に伴う人件費の増額及び人事異動などに伴う人件費の減額、会計年度任用職員報酬等は、勤務時間減少等に伴う人件費の減額でございます。

2 款保険給付費、補正額9千600万円の増額、2 項高額療養費及び6 項傷病手当金です。

内容につきましては、一般被保険者高額療養費9千500万円及び傷病手当金100万円の増額でございます。

議案第59号の御説明は以上でございます。

議長（野々部 享君）

日程第14、議案第60号 令和4年度清須市介護保険特別会計補正予算（第3号）案について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

加藤健康福祉部長。

< 健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）登壇 >
健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

議案第60号について御説明いたします。

それでは、令和4年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の61ページを御覧ください。

議案第60号

令和4年度清須市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度清須市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ440万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億3千853万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月28日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、62ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入を説明させていただきます。

3款国庫支出金、補正額8万6千円の減額、2項国庫補助金です。

4款支払基金交付金、補正額10万2千円の減額、1項支払基金交付金です。

5款県支出金、補正額4万8千円の減額、2項県補助金です。

7款繰入金、補正額416万9千円の減額、1項他会計繰入金及び2項基金繰入金です。

主なものは、歳出で説明をさせていただきます職員人件費等減額に伴う国・県の補助金及び支払基金交付金並びに一般会計繰入金等の減額になります。

続いて、63ページを御覧ください。

歳出を説明させていただきます。

1款総務費、補正額405万7千円の減額、1項総務管理費です。

3款地域支援事業費、補正額37万7千円の減額、2項一般介護予防事業費です。

5款諸支出金、補正額2万9千円の増額、1項償還金及び還付加算金です。

補正理由になります。令和4年度の人事院給与勧告に鑑みたボーナスの支給割合の引上げや人事異動、会計年度任用職員の勤務形態の変更などに伴う職員人件費の減額と前年度精算による国庫支出金の返還の増額になります。

議案第60号の説明は以上でございます。

議長（野々部 享君）

日程第15、議案第61号 令和4年度清須市水道事業会計補正予算（第3号）案及び日程第16、議案第62号 令和4年度清須市下水道事業会計補正予算（第3号）案の2案件について、建設部長より内容の説明を求めます。

長谷川建設部長。

< 建設部長（長谷川 久高君）登壇 >

建設部長（長谷川 久高君）

建設部長、長谷川です。

私からは、議案第61号及び第62号について御説明いたします。

別冊の令和4年度水道事業会計補正予算（第3号）をお願いいたします。

表紙をおめくりいただき、1ページを御覧ください。

議案第61号

令和4年度清須市水道事業会計補正予算（第3号）

第1条は総則です。

令和4年度清須市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条は収益的支出です。

令和4年度清須市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業費用、既決予定額2億2千944万8千円、補正予定額として4万7千円減額し、計2億2千940万1千円。

第1項営業費用、既決予定額2億1千931万4千円、補正予定額として4万7千円を減額し、計2億1千926万7千円。

第3条は、資本的支出です。

予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的支出、既決予定額1億5千910万3千円、補正予定額として4万6千円を減額し、計1億5千905万7千円。

第1項建設改良費、既決予定額1億1千75万5千円、補正予定額として4万6千円を減額し、計1億1千70万9千円。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。

予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給与費

既決予定額2千22万3千円、補正予定額として9万3千円を減額し、計2千13万円。

令和4年11月28日提出

清須市長 永田純夫

続きまして、2ページを御覧ください。

令和4年度清須市水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

（1）収益的支出

1款水道事業費用、1項営業費用、5目総係費、補正予定額4万7千円の減額につきましては、人事院給与勧告に基づく給与改定及び共済負担金率等の変更に伴う人件費の減額でございます。

（2）資本的支出

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、補正予定額4万6千円の減額につき

ましても、人事院給与勧告に基づく給与改定及び共済負担金率等の変更に伴う人件費の減額でございます。

議案第61号の説明は以上となります。

続きまして、別冊の令和4年度清須市下水道事業会計補正予算（第3号）をお願いいたします。表紙を1枚おめくりいただき、1ページを御覧ください。

議案第62号

令和4年度清須市下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条は総則です。

令和4年度清須市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条は収益的支出です。

令和4年度清須市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款下水道事業費用、既決予定額15億4千866万1千円、補正予定額として473万9千円を減額し計15億4千392万2千円。

第1項営業費用、既決予定額13億8千621万7千円、補正予定額として473万9千円を減額し、計13億8千147万8千円。

第3条は資本的支出です。

予算第4条中本文括弧書を改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億887万9千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5千553万4千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額221万5千円、過年度分損益勘定留保資金5億5千113万円で補てんするものとする。

第1款資本的支出、既決予定額26億3千51万7千円、補正予定額として10万2千円を減額し、計26億3千41万5千円。

第1項建設改良費、既決予定額20億8千14万2千円、補正予定額として10万2千円を減額し、計20億8千4万円。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。

予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給与費

既決予定額5千619万4千円、補正予定額として497万6千円を減額し、計5千121万

8千円。

令和4年11月28日提出

清須市長 永田純夫

続いて、2ページを御覧ください。

令和4年度清須市下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

（1）収益的支出

1款下水道事業費用、1項営業費用、6目総係費、補正予定額473万9千円の減額につきましては、人事院給与勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う人件費の減額です。

（2）資本的支出

1款資本的支出、1項建設改良費、3目建設総係費、補正予定額10万2千円の減額につきましても、人事院給与勧告に基づく給与改定及び人事異動などに伴う人件費の減額です。

以上で説明を終わります。議案第61号、62号の説明は以上です。

議長（野々部 享君）

日程第11、議案第57号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第8号）案は、本日採決することが決定しております。

これより、質疑、討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前、役職名を述べてから、それぞれ行ってください。

また、討論につきましては挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

日程第11、議案第57号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第8号）案について、質疑のある方の挙手を求めます。

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、加藤光則です。

議案第57号 一般会計補正予算（第8号）について質問させていただきます。

この中で、大河ドラマ「どうする家康」推進費として827万7千円が計上されています。この議案については給付金の事務日程、NHKとの相互協力のためということで、本日即決ということでもあります。

そこで幾つかお聞きしたいと思います。

先日、説明資料が配付されました。そこには事業目的、事業概要、スケジュールが載っており

ました。そこで、まず、事業概要が先ほど部長のほうからも示されたわけですが、3つ示されているわけです。ここでお聞きしたいのは、内訳の金額が載っていないわけですが、どこがこの3つのうち幾ら予算立てをしているのか、まず伺いたいと思います。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

産業課、梶浦でございます。

今、議員のほうから御質問いただきました件について御回答させていただきます。

まず、清須市オリジナル冊子の製作でございます。番組相互協力の冊子でございます。こちらにつきましては、主にNHKに委託をしております12節の委託料、こちらのほうで約165万円計上をさせていただいております。2万冊の印刷分の委託費とお考えいただけたらいいと思います。

また、その他なんですけども、この冊子を作るに当たりまして、冊子のオリジナルページの製作としまして30万円の同じく12節の委託料を計上しております。

続きまして、「どうする家康」パネル展でございます。こちらにつきましてもNHKサービスセンターへの委託料としまして、こちらのほうは13節使用料及び賃借料になります。番組の専用のパネルが22万円、展示用の等身大出演者のパネルが18万円、合計で44万円の支出ということになっております。

最後に、トークショー及び歴史講演会でございますが、こちらにつきましては、NHKの委託料及び歴史講演会の講師としてお招きしております先生への委託料になります。主なものにつきましては、8節トークショーの打合せとしまして、交通費を4万6千円計上させていただいております。

また、需用費としまして観覧募集のチラシのほうで15万円、製作を予定しております。

また、トークショーの応募者に対する当選はがきになりますが、11節の役務費として6万3千円計上させていただいております。

また、一番大きなものになりますが、トークショー及び歴史講演会の番組出演者の招聘委託料としまして、NHKに対して450万円、歴史作家の招聘委託料としまして50万円、会場設営費として約30万円を計上しております。

主なものについては以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

827万7千円のうち、今お聞きしたら、トークショー及び歴史講演会、特にトークショーがありますが、そこに約500万円の費用ということでもあります。資料を見ると、トークショー及び歴史講演会の開催可否、出演者の決定が10月下旬ということになっております。そして、本日即決で、明日の29日には報道発表して、12月の広報配布となっているわけでもあります。この10月下旬の開催可否、これは先ほど言われたNHKとの委託契約を結ぶ上での中身の可否については理解すればいいですか。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

産業課、梶浦でございます。

おっしゃるとおりでございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

そうすると、10月下旬に開催が、可否が決定したということでもあります。県の補助金もついているわけでもあります。NHKとの間で出演者の決定後、見積書確認用の実施要項、周知の資料、いろいろ送られてきて、契約書もあると思うわけではありますが、この契約実務に沿った事務手続、県の補助申請を含めて、これはどういうふうにもこの間、進められてきたのかお聞きしたいと思います。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

御指摘の件につきまして、契約書のひな形等ですね、既にやり取りをしておりますので、議員のおっしゃるとおり、この議決をいただきました後、すぐに報道発表等がございますので、公になるということが前提として、NHKから、議決後速やかに契約をまずしなきゃいけないという申出がありました。そういったことから、契約をこの議決後に速やかにさせていただいて、NHK

サイドと共に報道発表のほうに向かうということで決定をしております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

いろいろあるかと思うわけでありまして。やはりトークショー、講演会が今回の補正予算額の主な部分を占めるわけでありまして。事業目的を見ると、市民への歴史の地、再認識を図り、話題性や観光集客による地域活性化を図る、こうあるわけでありまして。補助申請等を出されたときもいろいろこの内容については検討されて、県のほうに補助申請書を出されたと思うわけでありまして。この話題性をどう観光集客につなげ地域の活性化を図っていくか、これが非常に重要になってくるわけでありまして。そここのところについて最後お考えをお聞きし、私の質問を終わりたいと思っております。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

この事業の趣旨、目的につきましては、議員おっしゃるとおりでございます。市民への歴史の地、再認識を図り、話題性や観光集客による地域活性化を図ることとともに、コロナ禍で沈滞しております市内経済や社会生活に楽しみやゆとりを市民の方に感じてもらうことも大事な、というところで実施をしたいと考えております。

また、主な経済効果につきましては、大河ドラマにおけます、今回、織田信長公が出てくると思うんですが、三英傑が主役になった場合としまして、平均して5%から10%の清洲城の入場者数の増加傾向になります。そういった中で、清洲城の入場料のみとなりますが、約50万円から100万円程度の入場料収入が上昇し、さらに清洲ふるさとのやかたでの売上げや来場者数増加によりまして市内経済効果も見込むことができると考えておりまして、本事業の一般財源支出の500万円程度は十分賄えるという考えで、経済効果のほうを見込んでおります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

ほかに質疑はございませんか。

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

16番、高橋です。

私からはこの大河ドラマの件なんですけども、まず、トークショーの出演者と歴史講演会の講師の方はどなたですか。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

産業課、梶浦でございます。

トークショーの出演者につきましては、石川数正役で予定をされています松重 豊さん、俳優さんでございますが、こちらの方とこの大河ドラマ「どうする家康」の制作統括をされておりますプロデューサーの磯様という方を予定しております。

また、歴史講演会につきましては、歴史番組NHK等でかなり御出演経験もたくさんあります奈良大学の文学部教授の千田嘉博教授をお招きしたいというように考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ありがとうございます。

それで、このトークショーと歴史講演会をやる場所はどこなんでしょうか。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

場所につきましては、春日公民館の大ホール600席を予定しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ありがとうございました。

それとですね、先ほどの加藤議員の質問にもありますけど、地域活性化、経済効果という話が

あったんですけども、清洲城の入場者数が見込めるというような話もあったんですが、この一連のイベントの規模感というのは、スケジュール的なものを見ていると一過性で終わってしまうようにも見えるんですけど、どのように考えていらっしゃるんですか。時間的なものと空間的なもので清洲城だけなのか、もっと広く市内で盛り上げていこうとしているのか、どのように考えていらっしゃるんですか。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

御質問につきましては、今の予定でございますが、番組のパネル展、トークショーにつきましては、トークショーの当日に春日公民館にてまずパネル展を実施します。1日のみとなりますが、その翌日から2月12日までになります。清洲城の芸能文化館のほうでパネル展示を行うということで周知を図り、誘客のほうを図ってまいりたいと思います。

その後のどうする家康の観光推進につきましては、一番大きなものについては既に皆様方に御説明してあると思いますが、3月末に名古屋駅のJRコンコース中央のところですね、あその場所のある程度の場所を貸し切りまして、約1週間、主体は観光協会になりますが、観光協会のPRの場所を設けます。そちらのほうで、先ほど説明させていただきましたオリジナル冊子2万部をほかの啓発物と一緒に無料配布をしまして、大河ドラマの地、清須市を広くアピールして誘客のほうを、また、桜の時期でもございますので、たくさんのお客様に来ていただけるように誘客を図りたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

今、外でもPRしてくれて、素晴らしいことだなと思いましたが、家康に関して言うのであれば、もちろん清須同盟、清洲越しということで清洲城がテーマになっているのは当然なんですけども、ほかにも清須市の小田井の市場を開いたのは家康でありますし、関ヶ原の戦いに通ったという吉例街道である美濃街道というのもございますので、そういったほうの展開というのもぜひ考えていただきたいし、新川なんかは今川義元的首塚もありますし、もちろん清須市では清洲城がどうしてもメインになるかもしれませんが、ほかにもいろいろ絡めていって盛り上げてい

けると思いますので、その点の展開も、せっかくやるのであれば、いろいろな市民も巻き込んでいただけるといいなと思います。この点について何かコメントがあれば。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

今、議員がおっしゃられた点につきましては、歴史講演会のほうで講演をしていただけます奈良大学文学部教授の千田先生には、タイトルとしまして、NHKのBSになるんですけども、この方が「英雄たちの選択」という番組のほうでよく御出演をされておまして、そういったことも鑑みまして、「どうなる清須、徳川家康の選択」と銘を打って講演をしていただこうと考えております。

その中で、清洲城や清須のまちがなぜ名古屋に移されたかということの視点から、ぜひお話をしていただきたいという要望は、こちらのほうからさせていただいておまして、千田先生も概ね了承いただいておりますので、そういったことも市民の方に分かりやすく説明いただけるのではないかと考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

詳しくありがとうございます。

ぜひ、この大河ドラマの家康を機に、また市全体が同じ歴史を共有して盛り上がっていただける事業となりますことを御期待して、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（野々部 享君）

ほかに質疑はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議 長 (野々部 享君)

ないようです。

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議 長 (野々部 享君)

これで、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第57号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長 (野々部 享君)

起立全員でございます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会といたします。

なお、次回の本会議は、11月30日午前9時30分から再開いたします。

早朝より大変御苦勞さまでした。

(時に午前10時51分 散会)